

# 熊本県公報

号外 第 38 号  
平成 14 年 10 月 4 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

条 例	
熊本県税条例の一部を改正する条例	( 税 務 課 ) 2
熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例	( 医 務 福 祉 課 ) 2
熊本県営住宅条例の一部を改正する条例	( 住 宅 課 ) 3

## 本号で公布された条例のあらまし

### 熊本県税条例の一部を改正する条例

- ( 1 ) 法人県民税  
均等割の税率の適用期日等について、連結法人に関する規定を加えることとした。(第 37 条関係)  
申告納付に関する手続について、連結法人に関する規定を加えることとした。(第 38 条関係)  
法人税割の超過課税の規定を連結法人に対して適用することとした。(附則第 14 条関係)  
中小法人等に対する の超過課税の軽減措置を連結法人に対して適用することとした。(附則第 15 条関係)  
特定の合併法人に対する の超過課税の軽減措置を連結法人に対して適用することとした。(附則第 16 条関係)
- ( 2 ) 法人事業税  
申告納付の期間について、連結法人に関する規定を加えることとした。(第 43 条関係)  
特定の協同組合等に適用する税率の特例について、規定の整理を行うこととした。(附則第 6 条の 3 関係)
- ( 3 ) 施行日  
この条例は、公布の日から施行することとした。
- ( 4 ) 経過措置  
改正後の第 37 条、第 38 条及び附則第 14 条から第 16 条までの規定は、平成 15 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度分及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の県民税について適用することとした。  
改正後の第 43 条の規定は、平成 15 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用することとした。

### 熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

- ( 1 ) 返還債務の当然免除について、必要な看護業務従事期間を現行の 3 年から 5 年に改めることとした。(第 7 条第 1 号本文関係)
- ( 2 ) 返還債務の免除の対象施設を次のように改めることとした。  
(第 7 条第 1 号関係)  
保健所を削除することとした。  
市町村を地域保健法第 21 条第 2 項第 1 号に定める特定町村に改めることとした。  
介護保険法に規定する指定居宅サービス事業所(他の施設において 3 年以上看護職員の業務に従事した後当該事業所において業務に従事した場合の当該事業所に限る。)を加えることとした。
- ( 3 ) 返還債務の裁量免除について、免除額の算定に用いる計数を 2 分の 3 から 2 分の 5 に改めることとした。(第 11 条第 2 号関係)
- ( 4 ) 施行日  
公布の日から施行することとした。
- ( 5 ) 経過措置  
この条例の施行の日前に貸与契約を締結した者に係る修学資金については、改正後の第 7 条第 1 号及び第 11 条第 2 号の規定にかかわらず、なお従前の例によることとした。

### 熊本県営住宅条例の一部を改正する条例

- ( 1 ) 県営住宅の補充入居者の入居順位の失効日を「当該入居順位の決定された日

- の属する年の翌年の 1 月 1 日又は次期補充入居者の順位決定の日のいずれか早い日」から「次期補充入居者の順位決定の日」に改めることとした。(第 7 条 関係)
- (2) 施行日  
この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例
-----

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 14 年 10 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 53 号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例(昭和 29 年熊本県条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 37 条第 2 項第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(1) の 2 法第 53 条第 2 項の規定によって申告納付する法人又は同条第 3 項の規定によって納付する法人 これらの法人の同条第 2 項に規定する連結事業年度開始の日から 6 月の期間の末日

(1) の 3 法第 53 条第 4 項の規定によって申告納付する法人 当該法人の同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日

第 37 条第 3 項中「課税標準の算定期間」の次に「、同項第 1 号の 2 の連結事業年度開始の日から 6 月の期間若しくは同項第 1 号の 3 の連結法人税額の課税標準の算定期間」を加え、同条第 4 項中「第 2 項第 1 号又は第 2 号」を「第 2 項第 1 号から第 2 号まで」に、「(第 2 項第 1 号)」を「(同項第 1 号)」に改め、「あるもの」の次に「及び第 2 項第 1 号の 2 に掲げる法人」を加える。

第 38 条中「第 6 項及び第 9 項」を「第 4 項、第 5 項、第 24 項及び第 27 項」に改める。

第 43 条第 1 項第 1 号中「同条第 4 項」を「同条第 6 項」に、「又は第 8 項」を「、第 4 項(同条第 7 項において準用する場合を含む。)又は第 11 項」に、「知事」を「課税地の地域振興局長等」に改め、同項第 2 号中「当該各事業年度終了の日」を「各事業年度(次号の規定の適用に係る事業年度を除く。)終了の日」に改め、同項中第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 法第 72 条の 25 第 5 項(法第 72 条の 28 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により課税地の地域振興局長等の承認を受けた法人にあつては、各事業年度(その終了の日を法第 72 条の 13 第 10 項に規定する連結親法人事業年度の終了の日と同じくする事業年度に限る。)終了の日から 4 月以内(特別の事情により各事業年度終了の日から 4 月以内に当該各事業年度に係る連結親法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができないことその他やむを得ない事情があると認められる場合は、課税地の地域振興局長等が指定する月数の期間内)

第 43 条第 2 項中「法第 72 条の 33 第 2 項」を「法第 72 条の 33 第 3 項」に改める。

附則第 6 条の 3 中「第 68 条の 3 第 1 項」を「第 68 条第 1 項」に改める。

附則第 14 条中「終了する各事業年度」の次に「、各連結事業年度」を加える。

附則第 15 条第 1 項中「法人税額」の次に「又は個別帰属法人税額」を、「各事業年度」の次に「又は各連結事業年度」を加え、同条第 2 項中「法第 52 条第 2 項第 1 号」の次に「、第 1 号の 3」を加え、同条第 3 項中「法人税額」の次に「又は個別帰属法人税額」を加え、同条第 4 項中「事業年度」の次に「又は連結事業年度」を、「当該事業年度」の次に「又は当該連結事業年度」を加え、同条第 5 項を削り、同条第 6 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 5 項とする。

附則第 16 条中「法人税額」の次に「又は個別帰属法人税額」を、「属する事業年度」の次に「又は連結事業年度」を、「各事業年度」の次に「又は各連結事業年度」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 改正後の熊本県税条例(以下「新条例」という。)第 37 条、第 38 条及び附則第 14 条から第 16 条までの規定は、平成 15 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

3 新条例第 43 条の規定は、平成 15 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 14 年 10 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 54 号

熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

熊本県看護師等修学資金貸与条例（昭和 37 年熊本県条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号中「施設又は団体（アからケまで及びサに掲げる施設又は団体にあつては、県内に所在する施設又は団体）」を「施設、団体又は事業所（アからケまで、コ及びサに掲げる施設、団体又は事業所にあつては、県内に所在するもの）」に、「3 年間」を「5 年間」に、「キ及びクに掲げる施設又は団体」を「キに掲げる団体」に、「ケに掲げる施設」を「クに掲げる施設」に改め、キを次のように改める。

キ 地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 21 条第 2 項第 1 号に規定する特定町村

第 7 条第 1 号中クを削り、ケをクとし、コをケとし、サをコとし、同号に次のように加える。

サ 介護保険法第 41 条第 1 項本文の指定に係る同法第 7 条第 5 項に規定する居宅サービス事業（同条第 8 項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所（修学生がアからカまで、ク及びコに掲げる施設において 3 年以上看護職員の業務に従事した後当該事業所において看護職員の業務に従事した場合における当該事業所に限る。）

第 11 条第 2 号中「2 分の 3」を「2 分の 5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に貸与契約を締結した者に係る修学資金については、改正後の第 7 条第 1 号及び第 11 条第 2 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

熊本県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 14 年 10 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 55 号

熊本県営住宅条例の一部を改正する条例

熊本県営住宅条例（昭和 35 年熊本県条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「当該入居順位の決定された日の属する年の翌年の 1 月 1 日又は次期補充入居者の順位決定の日のいずれか早い日」を「次期補充入居者の順位決定の日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

